

小売業者の引取義務外品の市区町村における回収体制の構築状況等について

1. 背景

「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」(産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電機・電子機器WG 中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会 合同会合、平成26年10月)では、「小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物(いわゆる義務外品)については、回収体制が構築されていない場合には、消費者の排出利便性が損なわれ、不法投棄や不適正処理のおそれがあることから、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市町村が、地域の実情に応じ、小売業者や一般廃棄物収集運搬許可業者と連携した回収体制を早急に構築する必要がある」とされている。また、同報告書では「すべての市町村においてこれらの特定家庭用機器廃棄物の回収体制が構築されるよう、国は、回収体制に関するガイドラインの策定等を通じて、市町村の取組を支援し、その状況について定期的にフォローアップするべきである。」とされていることを受け、平成27年3月に「小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン」を全国の市町村に送付したところ。

環境省では市区町村における小売業者の引取義務外品の回収体制構築状況等についての実態調査を行っており、この度、1,735市区町村(全市区町村の99.7%)の平成27年4月現在の状況を把握し、以下のとおり取りまとめた。

2. 市区町村における小売業者の引取義務外品の回収体制の構築状況

以下のいずれかの方式により小売業者の引取義務外品の回収を行っており、かつ、地域の小売店や一般廃棄物収集運搬許可業者が回収する場合には、回収主体の名称及びその連絡先を広報している市区町村を「小売業者の引取義務外品の回収体制を構築している」と定義した。

市区町村が回収(直営・委託)

市区町村と協定等を締結した家電小売店が回収

市区町村から依頼を行った家電小売店が回収

家電小売店団体が設置した受付センターが回収

市区町村と協定等を締結した一般廃棄物収集運搬許可業者が回収

市区町村から依頼を行った一般廃棄物収集運搬許可業者が回収

一般廃棄物収集運搬許可業者団体が設置した受付センターが回収

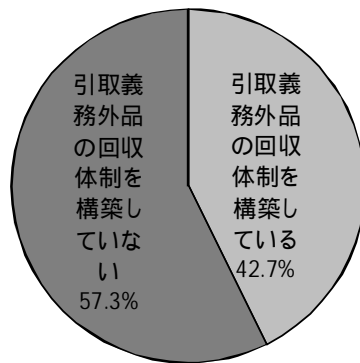
一般廃棄物収集運搬許可業者が回収(上記～以外で、市区町村が当該業者の名称及びその連絡先を広報)

なお、住民が自ら指定引取場所に運搬する方法しか存在しない場合には、回収体制を構築していないものとした。

一般廃棄物収集運搬許可業者には、再生利用指定(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号)を受けた事業者が含まれる。

今回、「小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン」を策定したことに伴い、当該ガイドラインに定める回収体制の構築の要件に照らして構築状況を集計したところ、小売業者の引取義務外品の回収体制を構築している市区町村は741であり、市区町村数ベースでは42.7%、人口ベースでは66.2%、面積ベースでは41.2%であった。地方別にみると、関東地方での構築割合が58.3%と最も高かった(図1、表1)。

(図1) 小売業者の引取義務外品の回収体制の構築状況



回答市区町村数:1,735

(表1) 小売業者の引取義務外品の回収体制を構築している市区町村

	小売業者の引取義務外品の回収体制を構築している市区町村	全市区町村	全市区町村に占める割合(%)
市区町村数(件)	741(733)	1,735(1,736)	42.7%(42.2%)
北海道	52	179	29.1%
東北	70	221	31.7%
関東	238	408	58.3%
中部	129	253	51.0%
近畿	101	198	51.0%
中国	41	107	38.3%
四国	27	95	28.4%
九州	83	274	30.3%
人口(万人)	8,430	12,729	66.2%
面積(km ²)	153,441	372,249	41.2%

括弧内は昨年度の数字。

~ の重複は除外している。

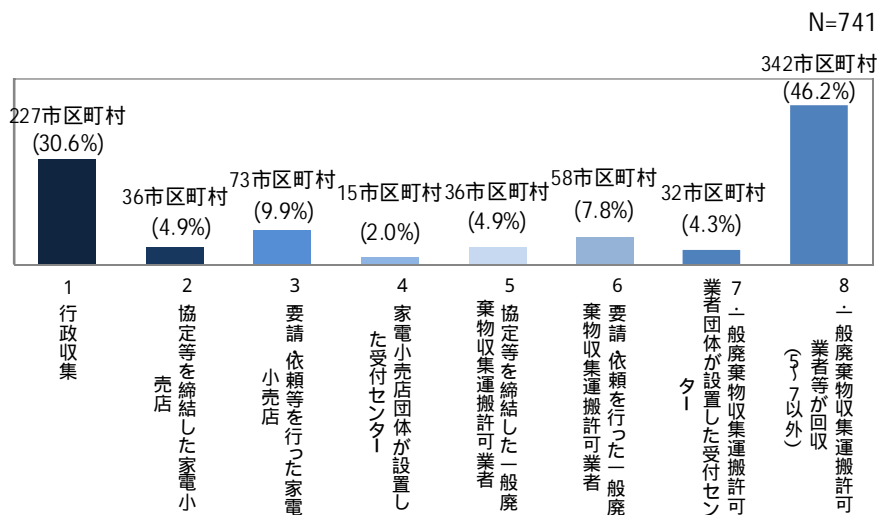
面積出典：国土地理院 平成25年全国都道府県市区町村別面積調

3. 市区町村における小売業者の引取義務外品に関する取組状況

(1) 小売業者の引取義務外品の回収方式

小売業者の引取義務外品の回収体制を構築している 741 の市区町村に対して、収集方式を尋ねたところ、「行政収集」が 30.6%(227 市区町村)、「家電小売店」が 16.7%(124 市区町村)、「一般廃棄物収集運搬許可業者」が 63.2%(468 市区町村)となった(図2)。

(図2) 小売業者の引取義務外品の回収方式



(2) 小売業者の引取義務外品の回収に関する住民に対する説明・広報の実施状況

小売業者の引取義務外品の回収方法ごとに、住民に対する説明・広報の実施状況を尋ねたところ、ほとんどの回収方法において「ホームページ」に収集受付の連絡先を記載する形式が最も多かった(表2、表3)。

(表2) 小売業者の引取義務外品の回収に関する住民に対する広報媒体

	1. 行政収集	2. 協定等を締結した家電小売店	3. 要請・依頼等を行った家電小売店	4. 家電小売店団体が設置した受付センター	5. 協定等を締結した一般廃棄物収集運搬許可業者	6. 要請・依頼を行った一般廃棄物収集運搬許可業者	7. 一般廃棄物収集運搬許可業者団体が設置した受付センター	8. 一般廃棄物収集運搬許可業者等が回収(5~7以外)	9. 家電小売店が回収(2~4以外)	10. 住民が指定引取場所に直接搬入	11. その他
1. 市区町村のホームページ	234	35	88	14	31	56	28	343	362	638	50
2. 市区町村のガイドブック(暮らし全般に関するガイドブック)	92	15	28	9	10	18	16	149	145	253	15
3. 市区町村のごみカレンダーや分別区分表	206	17	42	11	27	44	21	291	364	519	36
4. 市区町村の広報誌	52	7	12	4	13	10	8	61	57	94	8
5. その他の方法	18	3	10	2	2	3	1	39	49	74	12
6. 特に行っていない	26	9	22	6	6	13	0	69	116	115	21

その他の方法としては、電話対応が挙げられた。

(表3) 小売業者の引取義務外品の回収に関する広報内容

	1. 行政収集	2. 協定等を締結した家電小売店	3. 要請・依頼等を行った家電小売店	4. 家電小売店団体が設置した受付センター	5. 協定等を締結した一般廃棄物収集運搬許可業者	6. 要請・依頼を行った一般廃棄物収集運搬許可業者	7. 一般廃棄物収集運搬許可業者団体が設置した受付センター	8. 一般廃棄物収集運搬許可業者等が回収(5~7以外)	9. 家電小売店が回収(2~4以外)	10. 住民が指定引取場所に直接搬入	11. その他
1. 収集受付の連絡先を記載	228	37	73	16	36	58	32	343	141	656	43
2. 収集受付の連絡先は記載せず、市区町村の連絡先を記載	69	5	20	2	5	18	0	62	113	114	10
3. 収集受付の連絡先は記載せず、家電製品協会、環境省等の問い合わせ先を記載	11	0	5	2	1	1	0	23	53	55	0
4. 収集受付の連絡先は記載せず、回収方式のみ記載	31	12	29	3	8	15	2	88	345	126	11
5. その他	21	3	11	3	1	4	0	45	68	76	31

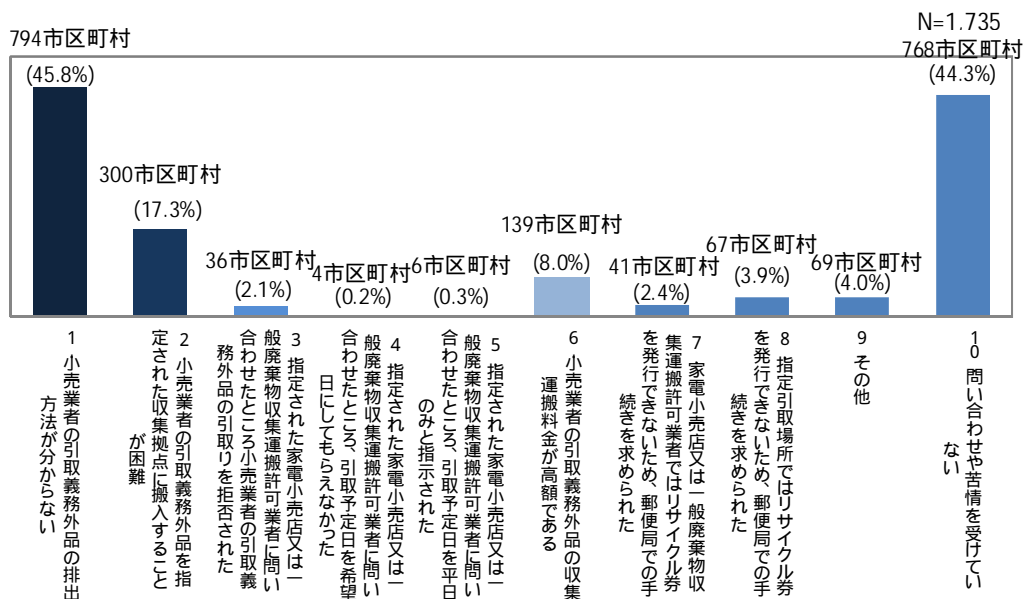
(3) 小売業者の引取義務外品を回収することができない区域の有無

小売業者の引取義務外品の回収体制については、市区町村のすべての区域を対象として構築する必要がある。そこで、平成27年8月1日までに回収体制を構築した市区町村に対して、小売業者の引取義務外品を回収することができない区域の有無について確認したところ、回収することができない区域がある市区町村は3市区町村であった。

(4) 小売業者の引取義務外品の回収に対する問い合わせ・苦情の状況

小売業者の引取義務外品の回収に対する問い合わせ・苦情の状況について確認したところ、「小売業者の引取義務外品の排出方法が分からない」が45.8% (794市区町村)、「問い合わせや苦情を受けていない」が44.3% (768市区町村)であった。(図3)

(図3) 小売業者の引取義務外品の回収に対する問い合わせ・苦情の状況



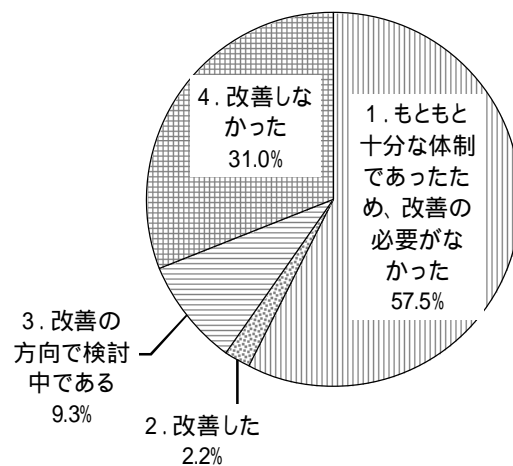
4. ガイドラインの把握状況と回収体制の改善状況

平成 27 年 3 月に環境省が作成した「小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン」の内容の把握状況を尋ねたところ、「把握している」が 52.2%(906 市区町村)、「把握していない」が 47.8%(829 市区町村)となった。

把握していると回答した 906 市区町村に対して、「小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン」の内容を踏まえて、小売業者の引取義務外品の回収体制を改善したかを尋ねたところ、「もともと十分な体制であったため、改善の必要がなかった」が 57.5%(521 市区町村)と最も多く、次いで「改善しなかった」31.0%(281 市区町村)、「改善の方向で検討中である」9.3%(84 市区町村)、「改善した」2.2%(20 市区町村)となった(図 4)。

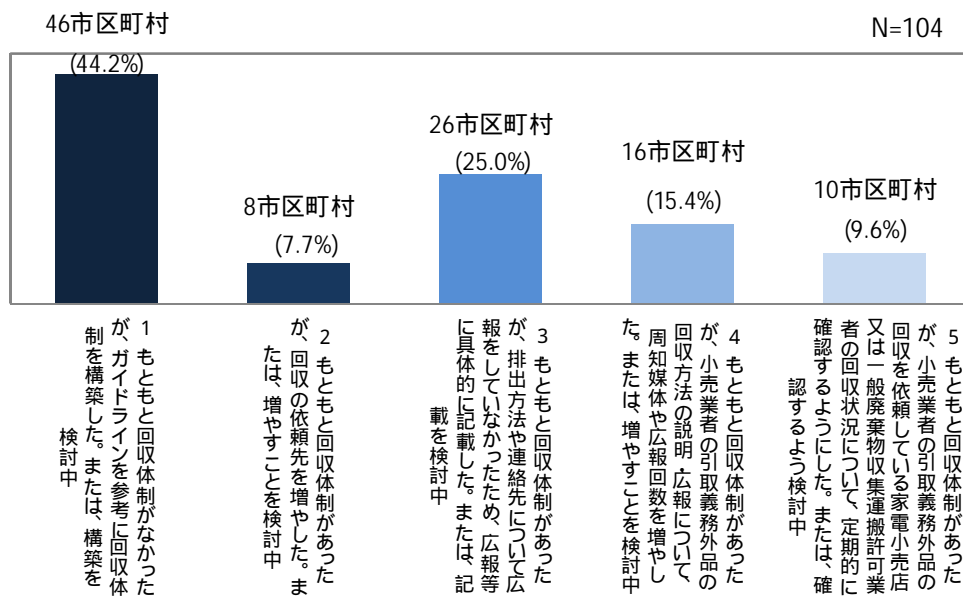
さらに、「改善した」または「改善の方向で検討中である」と回答した 104 市区町村に対して、具体的な改善内容を尋ねたところ、「もともと回収体制がなかったが、ガイドラインを参考に回収体制を構築した。または、構築を検討中」が 44.2%(46 市区町村)と最も多く、次いで「もともと回収体制があったが、排出方法や連絡先について広報をしていなかったため、広報等に具体的に記載した。または、記載を検討中」25.0%(26 市区町村)、「もともと回収体制があったが、小売業者の引取義務外品の回収方法の説明・広報について、周知媒体や広報回数を増やした。または、増やすことを検討中」15.4%(16 市区町村)等となった(図 5)。

(図 4) 小売業者の引取義務外品の回収体制の改善状況



回答市区町村数: 906

(図 5) 小売業者の引取義務外品の回収体制の改善内容



5 . 今後の取組

市区町村が小売業者の引取義務外品の回収体制を構築しない理由としては、3 (4) で示したとおり、約 45%の市区町村が問い合わせや苦情を受けていないということが考えられる。一方で、実際には違法な廃棄物回収業者が存在し、住民が違法と認識せずにそういった業者に引き渡されていることが問い合わせや苦情を受けない要因となっていることも想定される。問い合わせや苦情を受けないことは、問題がないのではなく、かえって違法業者を蔓延させ、その結果として、不法投棄や不適正処理につながっているおそれがある。

そのため、今後は、各種リサイクル法に関する地方環境事務所ブロック別説明会や、全国の都道府県部課長会議、違法な廃棄物回収業者対策に関する説明会に合わせて、小売業者の引取義務外品の回収体制を構築するよう説明するとともに、改めて「小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン」を市町村に送付し、小売業者の引取義務外品の回収体制構築の必要性について周知していく。